

地方分権改革の今後の方向性について

地方分権改革有識者会議議員 平井 伸治

1. 今年の提案募集に対する認識

- ・ 6年目を迎えた提案募集方式が着実に成果を上げてきたことに加え、本年においても昨年と同水準の301件もの地方提案がなされるなど、地方分権改革を推進する制度として定着していることを評価する。
- ・ また、フォローアップ案件につき、提案募集検討専門部会において本年3月末に関係府省ヒアリングが行われるなど、提案実現に尽力いただいていることに感謝する。
- ・ 一方で、具体的な支障事例がないため事前相談をしたものの提案に至らなかった案件や、調整対象外となった案件など依然として高い割合を占めている。提案団体に対して支障事例や制度改正の効果等の立証責任を過度に負わせることなきよう、有識者会議において改めて検証いただくとともに、内閣府においても改善を検討いただきたい。

2. 地方分権の成果を実感できる制度的担保

より一層の地方分権改革を推進していくには、地方分権の成果を広く地域が実感できるような制度的担保を図っていくことが重要であり、個々の支障事例を解消する検討・議論に留まらず、以下をはじめとした制度的議論を展開していくべきである。

(1) 地方税財源の充実・確保など中長期的かつ制度的な課題への対応

- ・ 国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等の議論と並行して、各自治体における地方分権の推進基盤たる地方税財源の充実・確保など、国と地方の役割分担の見直しを踏まえた中長期的かつ制度的な課題について問題提起するため、今後、有識者会議において具体的議論を展開していくべき。

(2) 「従うべき基準」の制度的議論

- ・ 放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化にあたっては、報道や国会審議等において「基準の撤廃」や「質の低下」といった提案内容の本質が理解されていない議論も一部見受けられた。今後、福祉等分野における「従うべき基準」に関しては、質の確保の議論に偏りがちな個々の事業見直しではなく、「従うべき基準」を一括して地方分権改革の制度論としての議論を開始すべき。

(例：福祉等分野における「従うべき基準」を廃止し、「参酌すべき基準」へ一律見直す 等)

(3) 地方主導で行う実証実験的分権特区「地方分権改革特区」の制度化

- ・ 「地方分権改革特区」とでも呼べる実証実験的な権限移譲について、現在は提案募集方式による提案として対応されているところであるが、提案に際しては他の個別事業見直しと同様、実際に発生した具体的な支障事例が求められるなど、所謂実証実験的な目的による提案は事実上受け付けられていない。地方主導による地方分権改革を推進すべく、規制緩和と権限移譲をセットで行う「地方分権改革特区」として、提案募集方式とは別枠で制度化すべき。